

中学校部活動の地域移行に係る指導者・協力者の募集等について

保健厚生課・学びの改革支援課

1 地域クラブ活動の指導者・協力者の募集について

(1) 趣 旨

長野県教育委員会では、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる社会環境の構築を目指すとともに、教員の働き方改革による学校教育活動の質の向上を図ることを目的に、中学校の部活動の地域クラブ活動への移行を進めている。

今般、指導者や協力者として支援していただける地域の皆様（以下「指導・協力者」という。）と地域クラブとをつなぐマッチングツールとして、「信州地域クラブ活動指導者リスト」を開設し、円滑な地域移行を推進する。

(2) 目 的

本県の公立中学校部活動の地域移行に向けて、市町村や地域クラブ等の多様な運営・実施主体が、市町村の枠を越えて指導・協力者を確保できるよう、「信州地域クラブ活動指導者リスト」を開設し、マッチングを図る。

(3) 主な登録要件

- ① 登録する年の4月1日現在で18歳以上の者
- ② 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しないこと
※ 詳細は「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」のとおり

(4) 登録方法

募集チラシや県教委ホームページに記載の二次元コードから登録

(5) マッチングまでの流れ

- ① 指導・協力希望者は、信州地域クラブ活動指導者リストに必要な情報を登録
- ② 県教委は、指導・協力者が当該リストに登録した情報のうち、登録した種目、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアを市町村・地域クラブ等に公開
- ③ 市町村・地域クラブ等は、指導や協力を依頼したい指導・協力者がいる場合は、県教委に照会
- ④ 県教委は、当該指導・協力者に了解を得た上で、市町村・地域クラブ等に連絡先等の情報を提供
- ⑤ 市町村・地域クラブ等と指導・協力者との間において諸条件が整えば、マッチング成立

(6) 配布先（予定）

県内の自治体、小・中・高等学校、大学、スポーツ・文化芸術団体、企業等

2 中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた周知啓発について

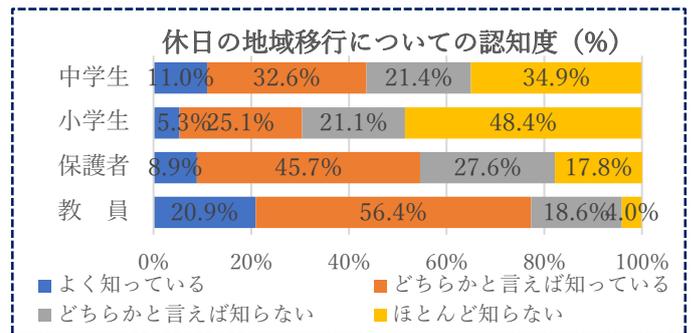
(1) 目的

中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向け、児童・生徒、保護者、及び地域のスポーツ・文化活動関係団体等への理解を促進し、気運の醸成を図るためのリーフレットを配布する。

(2) 現状

現在、休日の中学校部活動について地域移行に向けた取組を進めているが、昨年度、当事者となる中学生・小学生（5、6年生）、保護者、教員を対象に行った調査の結果によれば、休日の地域移行についての認知度は決して高くない。

地域クラブ活動は、市町村が主体となって設立・運営をしていく一方、生徒・保護者をはじめ、指導者を含めた地域の方々の理解・協力が不可欠であり、今後、一層の理解促進を図る必要がある。



中学生期のスポーツ・文化芸術活動アンケート結果(R5. 6. 22～R5. 7. 14)

(3) 期待される効果

リーフレットの配布により「中学校部活動の地域クラブ活動への移行」が周知され、児童・生徒、保護者、教員、地域の方々の理解が進むことにより、

- 地域クラブ活動の設立に向けた地域の気運が高まる
- 生徒や保護者の声が、運営主体や実施主体（市町村教育委員会等）に届きやすくなり、より生徒のニーズや保護者の願いに応じた地域クラブ活動の設立が可能となる
- 地域指導者をはじめ地域の方々に周知されることにより、信州地域クラブ活動指導者リストの登録者数の増加が進み、市町村・地域クラブ等とのマッチングが図られるなどの効果が期待できる。

(4) 配布先

- ・ 県立中学校（全生徒）
- ・ 市町村教育委員会担当課
- ・ 市町村（組合）立公立中学校（全生徒）
- ・ 市町村立（組合立）公立小学校（5、6年児童）
- ・ 地域のスポーツ・文化関係団体
- ・ 県スポーツ関係団体・競技団体

地域クラブ活動指導者

信州地域クラブ活動指導者リスト

及び

安全な活動を見守って
いただける地域の皆様

募集！

あなたも地域クラブで 活躍してみませんか

「子どもの健全な成長をサポートしたい」情熱をもつ方

詳しくは、信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱をご覧ください。



登録者には、県内のスポーツ・文化芸術活動の大会等に係る情報提供や
オンラインによる研修（無料）を実施いたします

※ 既に地域クラブで指導・協力していただいている方もご登録いただけます

指導者・協力者 登録はこちら



長野県教育委員会は、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の
環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末
を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指しています

【信州地域クラブ活動指導者リスト お問合せ先】

【スポーツ関係】

保健厚生課 学校体育係

電話 026-235-7448

FAX 026-234-5169

E-mail sports-gakko@pref.nagano.lg.jp

【文化・芸術関係】

学びの改革支援課 義務教育指導係

電話 026-235-7434

FAX 026-235-7495

E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp



学び応援キャラクター

「信州なび助」

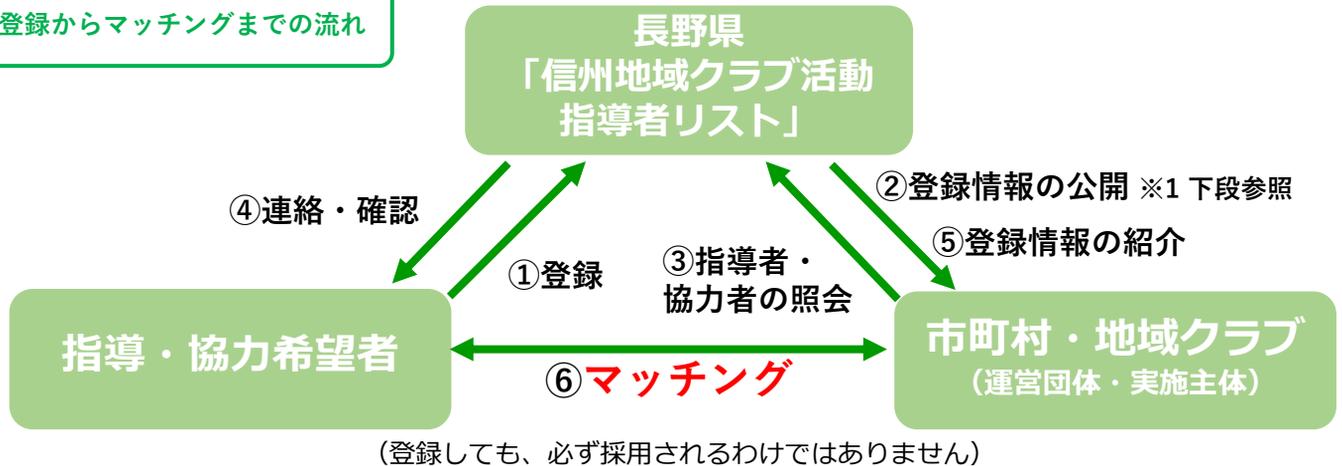
©長野県教育委員会

信州地域クラブ活動指導者リストについて

長野県では、令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に沿って、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる社会環境の構築を目指すとともに、教員の働き方改革による学校教育活動の質の向上を図ることを目的に、中学校の部活動の地域クラブ活動への移行を進めています。

信州地域クラブ活動指導者リストは、今後、地域が主体となって推進する地域クラブ活動への移行を進めるための支援策であり、指導者として、また安全な活動を見守っていただける地域の皆様と地域クラブをつなぐマッチングツールです。

登録からマッチングまでの流れ



(登録しても、必ず採用されるわけではありません)



指導者リストQ & A

Q. 誰でも登録できますか？

A. 18歳以上の方であれば、指導者資格や指導歴がなくても登録可能です。詳しくは「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」をご覧ください。

Q. 登録の対象となる活動（競技種目や文化芸術活動）は、決まっていますか？ ↑設置要綱

A. 登録する活動は特に限定いたしません。スポーツや文化芸術活動に関する活動で、地域の部活動にはない活動やレクリエーション的な活動など幅広い活動を想定しています。また、指導ではなく、子どもたちの活動を見守っていただける方もご登録ください。

Q. 指導者として採用された場合、指導報酬等はどうなりますか？

A. 報酬額や交通費は、運営団体・実施主体等の規定によります。

Q. 指導者・協力者への研修（無償・オンライン）とは、どのような内容ですか？

A. コーチングの基本、ハラスメント防止をはじめ、スポーツ医科学や心理学等、多面的な内容を想定しています。

○ 登録いただいた情報は、指導者や協力者を求める県内の市町村（県立学校含む）、地域クラブへ情報共有させていただきます。目的外での使用は一切いたしません。

※1 公開する情報は、登録した活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとなります。



「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録申込書

この登録用紙に入力いただいた個人情報は、長野県内の市町村教育委員会等に情報提供する等、「信州地域クラブ活動指導者リスト」に係る業務の円滑な遂行のためのみに利用します。その他の目的で利用することはありません。

また、入力前に必ず「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」を確認してください。

| | |
|--|-------------------------------------|
| ・「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」を確認しました。 | <input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力) |
| ・私は、「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」第3条の登録要件を全て満たしています。 | <input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力) |
| ・必要事項について、関係機関に照会することに同意します。 | <input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力) |
| ・個人情報の取扱いに同意します。 | <input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力) |

| | | | |
|--------|---|------|--|
| 氏名 | | 性別 | |
| フリガナ | | 生年月日 | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | | |
| E-mail | | | |

指導・協力可能地域【10広域】(複数回答可)

| | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 北信地域 | <input type="checkbox"/> 長野地域 | <input type="checkbox"/> 佐久地域 | <input type="checkbox"/> 上小地域 | <input type="checkbox"/> 大北地域 |
| <input type="checkbox"/> 松本地域 | <input type="checkbox"/> 木曽地域 | <input type="checkbox"/> 諏訪地域 | <input type="checkbox"/> 上伊那地域 | <input type="checkbox"/> 飯伊地域 |

指導・協力可能市町村(複数回答可) (例) ○○市、▲▲町、□□村

| | | |
|-------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 指導者・協力者の選択 | <input type="checkbox"/> 指導者 | <input type="checkbox"/> 協力者 |
| 既に地域クラブ活動で指導している方 | <input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力) | |

指導可能種目(複数回答可) (例)陸上競技、サッカーダンス、書道、等

指導者資格等の有無 (例)コーチ1(JSPO)、C級ライセンス(サッカー)

| | | | |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 指導・協力対象年代(複数回答可) | <input type="checkbox"/> 中学生 | <input type="checkbox"/> 高校生 | |
| 指導・協力可能レベル(複数回答可) | <input type="checkbox"/> 初級 | <input type="checkbox"/> 中級 | <input type="checkbox"/> 上級 |

指導・協力可能曜日と時間(複数回答可)

| | |
|------------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> 土曜日 | 時 分 ~ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 日曜日 | 時 分 ~ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 月曜日 | 時 分 ~ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 火曜日 | 時 分 ~ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 水曜日 | 時 分 ~ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 木曜日 | 時 分 ~ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 金曜日 | 時 分 ~ 時 分 |

| | |
|------------------------|--|
| 備考欄 (その他、伝えておきたいこと) | |
|------------------------|--|

信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県における中学校部活動の地域連携や地域移行の推進に向け、地域クラブの指導者・協力者を市町村・市町村教育委員会又は地域クラブ（以下「市町村等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「信州地域クラブ活動指導者リスト」（以下「指導者リスト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、指導者リストに登録した者を「指導者・協力者」という。

(登録の要件)

第3条 指導者・協力者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域クラブでの指導・協力等が可能な者で、次の各号全ての条件を満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) これまでの指導・協力等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者であること
- (3) 地方公務員法第16条^{*1}及び学校教育法第9条^{*2}の欠格条項に該当しないこと

(運用の方法)

第4条 指導者リストに登録を希望する者は、「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録申込書（オンライン含む）により、長野県教育委員会あて申し込むものとする。

- 2 長野教育委員会は、当該申込書の記載内容を確認するとともに、必要な事項について関係機関に照会の上、適格と認められた場合は、指導者リストへ登録する。その際、登録した旨を指導者・協力者へ連絡する。
- 3 長野県教育委員会は、市町村等に対して指導者・協力者の登録情報を公開する。その際、公開する情報は、登録した活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとする。
- 4 長野県教育委員会は、市町村等からの照会を受けた際は、指導者・協力者に了解を得た上で、市町村等に対し、詳細な情報を提供する。
- 5 市町村等は、指導者リストの中から指導者等を任用する場合は、当該者へ直接連絡し、報酬や交通費、指導時間等の勤務条件の確認を行った上で面接等の選考方法によって決定する。なお、任用する際は、身分を証明する書面等により、本人確認を行うものとする。
- 6 市町村等は、指導者リストの中から任用した場合や任用した指導者・協力者が辞任した場合は、長野県教育委員会へその旨を連絡する。
- 7 長野県教育委員会は、市町村等から任用や辞任について連絡を受けた際は、指導者リストの情報を更新する。
- 8 指導者・協力者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに長野県教育委員会に連絡する。
- 9 長野県教育委員会は、指導者・協力者として不適格と認められる行為又は事実が確認された場合は、当該指導者・協力者の登録を取り消すことができる。

(研修)

第5条 長野県教育委員会は、指導者・協力者の資質の向上を図るため、指導等に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施する。

(事故)

第6条 指導等に伴い発生した事故及び損害については、長野県教育委員会は責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第7条 登録した個人情報については、市町村等に情報提供する等、指導者リストに係る業務の円滑な遂行のために用い、長野県教育委員会において関係法令に基づき適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、長野県教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)11月15日から施行する。

※1 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又はその競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

- 1 禁固以上の刑の処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

小・中学生、保護者様
地域の皆様

中学校の部活動を 休日から段階的に 地域クラブ活動に移行します

一人ひとりの
「好き」や「楽しい」、「なぜ」を
とことん追求できる
「探究県」長野の学び

「第4次長野教育振興基本計画」における以下の「施策の柱」の具現化を図ります

- 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる
- 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる

長野県教育委員会は、新たな地域クラブ活動を通して、以下の姿を目指します

- ◆ 地域の実情や願いに応じたスポーツ・文化芸術活動を充実
- ◆ 子どもたちの多様なニーズに応じた活動機会の創出
- ◆ 他校の生徒との交流による社会性の伸長
- ◆ 多世代交流機会の増加による地域コミュニティの強化
- ◆ クラブ単位による各種大会・競技会等への参加
- ◆ 教員の働き方改革を推進し、地域の学校教育の質の向上



■ 部活動の地域移行って？

学校部活動を地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動へと移行していくものです。

学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。

(スポーツ庁 Web広報マガジン DEPORTARE 数字で見る
スポーツの価値 #12 (2023年3月29日) 参考)

① 部活動と「地域クラブ活動」はどこが違うの？



本県の「部活動地域移行」に関わる会議資料等はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/chiikiikou.html>



【地域クラブ活動 お問合せ先】

【スポーツ関係】
保健厚生課 学校体育係
電話 026-235-7448
FAX 026-234-5169
Email sports-gakko@prefnagano.lg.jp

【文化・芸術関係】
学びの改革支援課 義務教育指導係
電話 026-235-7434
FAX 026-235-7495
Email kyogaku@prefnagano.lg.jp

ALL信州で支える

「地域クラブ活動」って何？

(Q1) 県内中学校の部活動における課題は？

- 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が難しい
- 廃部や休部により、生徒の興味・関心のある部活動の保障が難しい
- 専門外顧問が60%以上。専門的な指導ができず、教員の負担感も高めている

(Q2) 地域クラブ活動の目指すところは？

- 「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」の理念のもと、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の拠点を地域で築けるように
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を地域において安定的に行えるように
- 地域において多世代と関わる機会が増え、地域活性化の一助になるように
- 教員の働き方改革が進み、教科指導等の充実が図られ、学校教育の質が向上するように
- 研修等によって指導者の資質向上に努め、安全・安心なクラブ活動が展開できるように



(Q3) 県の方針（移行時期や平日の活動）は？

- 原則として、休日・平日ともに全ての中学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行します
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します
- 平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します

(Q4) 地域や保護者にできることは？

- 地域クラブ活動の指導者、又は協力者として「信州地域クラブ活動指導者リスト」への登録にご協力をお願いします。

※「信州地域クラブ活動指導者リスト」への募集案内はこちらから ➡

<https://forms.office.com/r/G9p29G1w8T>



- 保護者の皆様方には、クラブ運営に係る会費や練習会場までの送迎等のご負担をおかけする場合がございます。各自治体に会費の低廉化を求めるとともに、支援のあり方について研究してまいります